

第1章 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

1.1 対象事業の名称

近江バラス株式会社 安定型産業廃棄物最終処分場建設事業

1.2 事業者の名称

名 称： 近江バラス株式会社（以下「近江バラス」という。）

代 表 者 の 氏 名： 代表取締役 松下 満康

主たる事務所の所在地： 滋賀県甲賀市土山町南土山乙402

第2章 対象事業の目的および内容

2.1 対象事業の目的

我が国において、建設工事などの事業活動で発生した産業廃棄物はリサイクルの促進は進んでいるものの、埋立処分が必要な産業廃棄物は発生し続けており、その最終処分場の確保が社会的な課題となっており、一部では不法投棄などの違法処理が未だ後を絶たない状況である。

このような課題を解決すべく、近江バラスは、京都・大津を中心に産業廃棄物処理事業を手掛ける株式会社ジェネス（以下、「ジェネス」という。）を母体とする J N S ホールディングスの一員として、土山町南土山地先にて安定型産業廃棄物の最終処分場（埋立処分場）の新設を計画した。本事業においては、ジェネスのノウハウを活用しながら、社会全体の環境保全のために必要となる施設を設置し、適正な処理を行う計画である。

2.2 対象事業の内容

2.2.1 対象事業の種類

種 類：産業廃棄物最終処分場*の設置の事業（新設）

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物の最終処分場

※敷地面積が 5 ヘクタール以上であるため、「滋賀県環境影響評価条例」（平成 10 年滋賀県条例第 40 号）別表第 6 号に規定する産業廃棄物処理施設の設置の事業に該当する。

2.2.2 対象事業実施区域の位置および面積

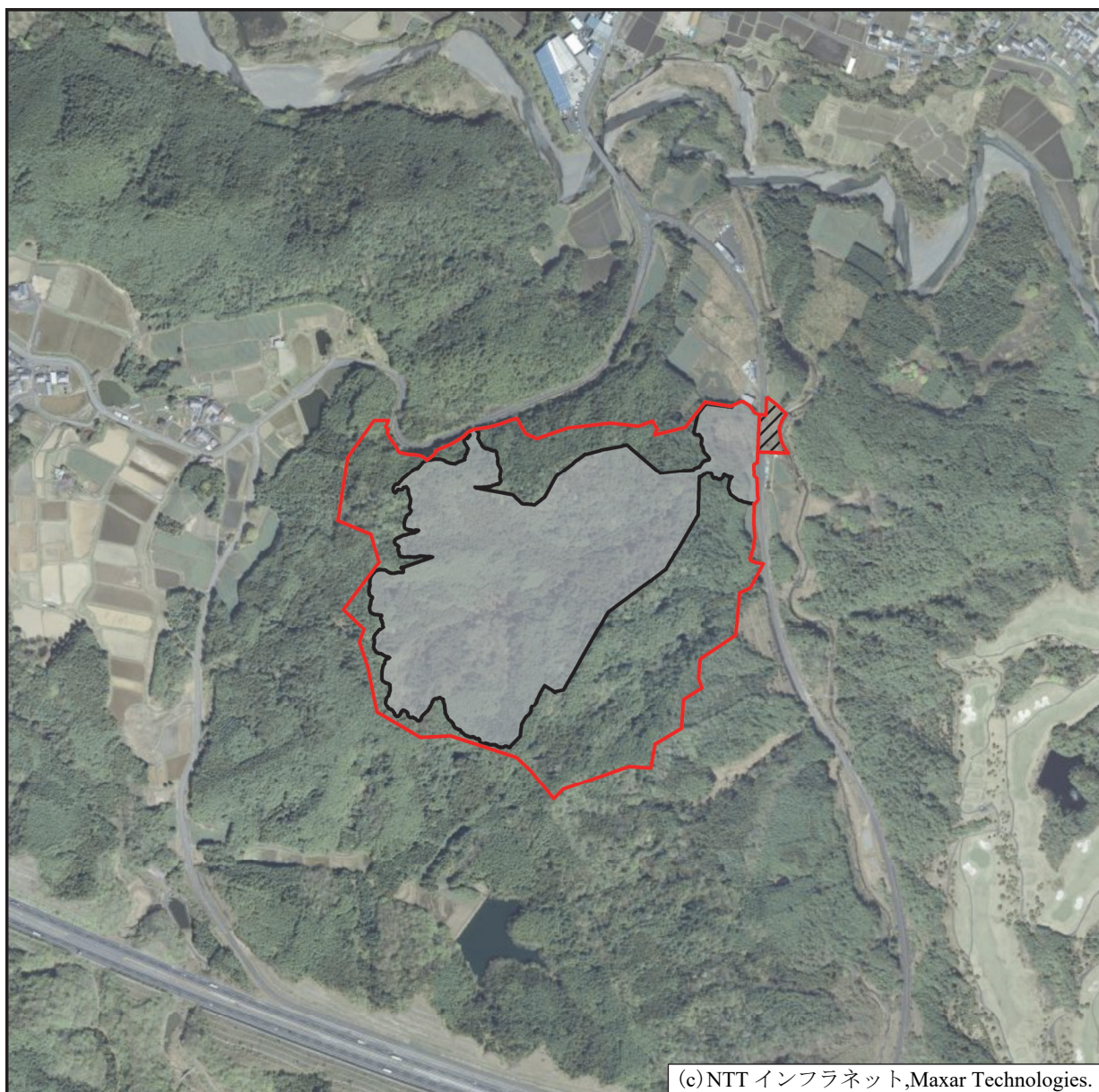
対象事業実施区域の位置および面積は表 2.1に示すとおりである。

表 2.1 対象事業実施区域の位置および面積

項目	計画内容
対象事業実施区域の位置	滋賀県甲賀市土山町南土山地先 (図 2.1参照)
対象事業実施区域の面積	約 26.0 ha (図 2.2 参照) 内訳 ・事業地：25.8 ha (施設整備想定範囲：14.2 ha、残存緑地等：11.6 ha) ・仮設ヤード等の一時的な占有範囲：0.2 ha



図 2.1 対象事業実施区域位置図



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域（仮設ヤード等の一時的な占有範囲）
- 施設整備想定範囲



図 2.2 対象事業実施区域の詳細（航空写真）

2.2.3 対象事業の実施後の土地における事業活動等の概要

(1) 対象事業の計画概要

対象事業の計画概要を表 2.2 に示す。

表 2.2 対象事業の計画概要

項目	計画内容
対象事業の規模	埋立面積：約 11.8 ha
	埋立容量：約 215 万 m ³
取り扱う廃棄物の種類	以下の安定型産業廃棄物*3種類 ・廃プラスチック類 ・ガラス陶磁器くず（ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず） ・がれき類（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物） ※「安定型産業廃棄物」とは、性状が安定している廃棄物のことで、雨水などにさらされてもほとんど性状が変化しない廃棄物である。 ※主に建設副産物の受入を予定しているが、一部、工場等から排出される廃プラスチック類の梱包材などを含む。 ※石綿含有産業廃棄物を含む。水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等を含まない。
埋立処分の方法	セル方式（1 日当たりの埋立産業廃棄物に覆土する方法）
埋立作業期間	施設竣工から概ね 22 年程度 ※ジェネスが滋賀県大津市に保有する安定型産業廃棄物最終処分場（以下、「ジェネス滋賀処分場」という。）の処分実績（10 万 m³弱／年）に基づく。 ※計画の埋立量に達するまで、滋賀県からの産業廃棄物処分業許可（5 年ごとに更新）を更新する計画である。
主な搬入経路	対象事業実施区域付近における工事中の工事用車両および供用後の廃棄物等運搬車両の走行ルートは、図 2.3に示すとおり想定している。搬入業者および工事業者等に対し搬入ルートを指定することにより、一般国道1号（土山支所交差点）から県道539号岩室北土山線を南下するルートの走行は極力回避する。 【大型車（15 t 車）】 ・新名神自動車道甲賀土山 I C から県道 539 号岩室土山線を通るルート 【その他の車両（小型トラック等）】 ・一般国道 1 号（前野交差点）から主要地方道甲賀土山線を経由し、県道 539 号岩室北土山線を通るルート ・新名神自動車道甲賀土山 I C から県道 539 号岩室土山線を通るルート
搬入時間	午前 8 時～午後 5 時 ※日曜日・祝日の搬入は行わない。
搬入台数	20 台／日程度（内訳：15 t 車 16 台程度、4 t 車 2 台程度、2 t 車 2 台程度） ※ジェネス滋賀処分場の搬入実績に基づく。
埋立終了後の対応	・埋立廃棄物の飛散防止のため、埋立地に最終覆土（概ね 50 cm 以上の土砂等の覆い）を施す。 ・土堰堤および埋立地に植樹等の緑化を施し、周辺自然環境との調和を図る。 ・地下水等および浸透水の水質や埋立地内部の温度等のモニタリングを行い、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和52年総理府・厚生省令第1号）に規定する基準を満たすことを確認したうえで、法令に則り廃止の手続きを行う。

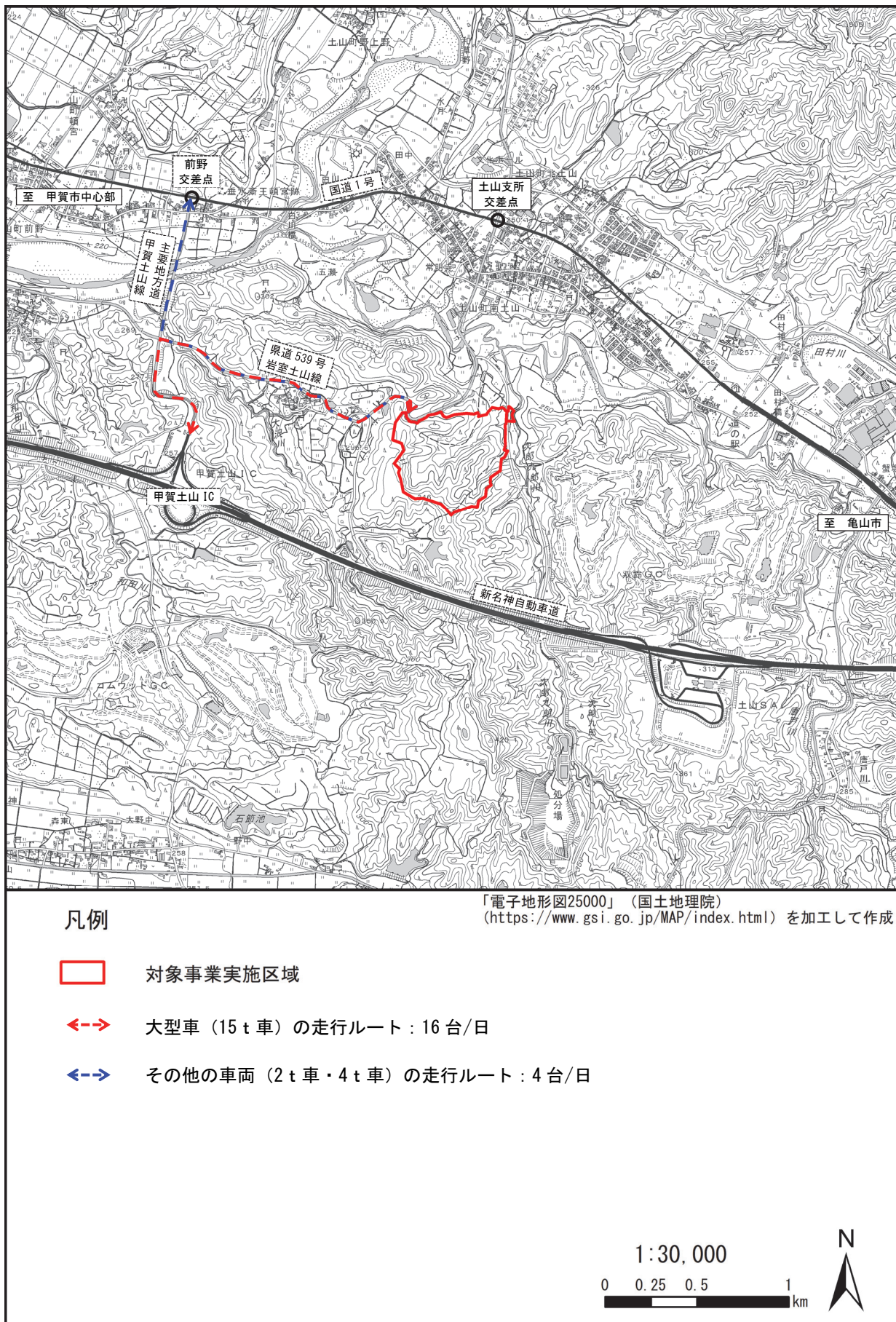
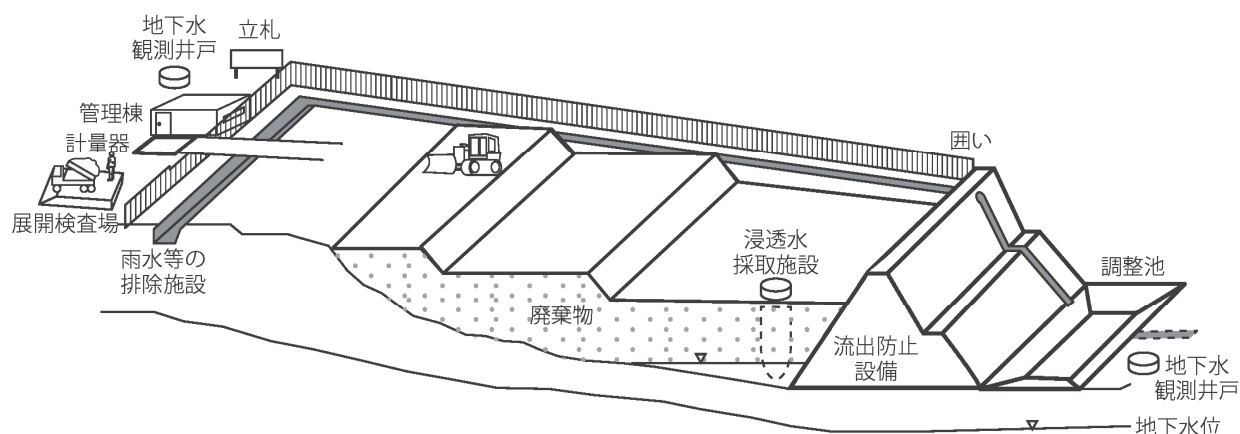


図 2.3 関係車両の主要な走行ルート計画

(2) 安定型産業廃棄物最終処分場の概要

本事業では産業廃棄物の安定型最終処分場の新設を計画している。安定型産業廃棄物最終処分場は、有害物や有機物等が付着していない廃プラスチック類、がれき類等の、分解せず安定型である一定の産業廃棄物（安定型産業廃棄物）を、埋立処分することが認められている処分場である。処分対象廃棄物からは有害な汚水などが生じず、性状が安定しているため、比較的簡易な施設構成となるが、有害な汚染物質の混入による地下水の汚染をモニタリングするための設備を備える。

安定型産業廃棄物最終処分場の設置基準については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」において、詳細に定められている。一般的な安定型産業廃棄物の最終処分場の概念図および解説を図 2.4 に示す。



施 設	解 説
埋立地	搬入された廃棄物を埋め立てる場所
流出防止設備	埋め立てる廃棄物の流出を防止するための土堰堤または擁壁
搬入道路	公道から搬入管理設備へのアプローチ道路
搬入管理設備	計量施設（トラックスケール）、展開検査場および管理棟
埋立機材	埋立に用いるブルドーザ等
雨水等排除設備	埋立地への雨水の侵入を防ぐ雨水排水溝 排水溝を通じて調整池へ排水する。
調整池	埋立地に降った雨が、一度に河川に流れ出ないようにするための施設
浸透水採取施設	有害廃棄物の付着または混入の有無を確認するための水質検査に用いる浸透水の採取設備
地下水観測井戸	埋立地からの浸透水による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断するための観測井戸
立札	産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札
囲い	人が敷地内に立ち入るのを防止するフェンス等
その他付帯設備	洗浄設備（タイヤの付着物落とし）、防火設備（必要に応じ）

※対象事業で設置する処分場には、上記のほか必要な設備等を設ける。

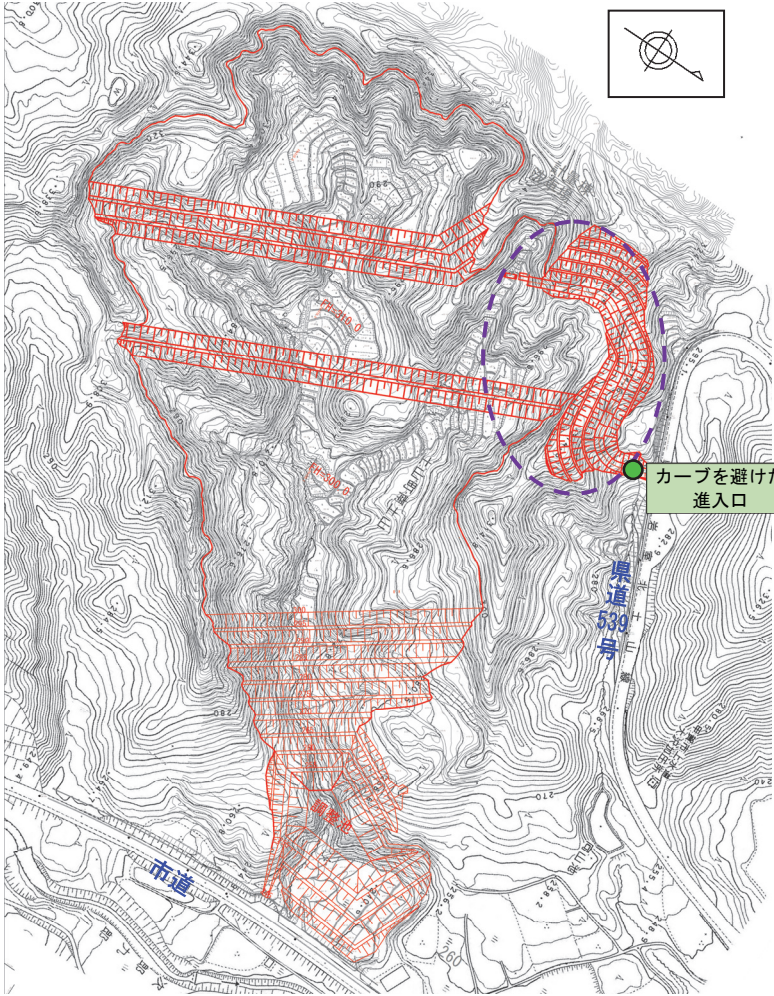
図 2.4 一般的な安定型産業廃棄物最終処分場の概念図

2.2.4 配慮書における事業計画案の検討結果

「近江バラス株式会社 安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る計画段階環境配慮書」(近江バラス株式会社、令和6年9月)(以下、「配慮書」という。)では、検討した3案のうち、施設の機能面の評価及び計画段階配慮事項(植生及び景観)の評価を踏まえ、「A-2案」(表2.3 参照)を優位と評価し、今後の環境影響評価手続きを進めることとした。

本方法書を含む今後の手続きでは、A-2案をベースに事業計画を検討する。

表 2.3 配慮書における配置案(A-2案)の機能面および事前配慮段階環境配慮事項の評価

想定平面図 (配慮書段階)					
計画案の概要	埋立作業の効率を重視して谷の上部よりアプローチする。 県道 539 号のカーブを避けた位置に進入口を配置し、交通の安全性に配慮した。				
事業規模	・埋立容量：225 万 m³ ・改変面積：13.9ha				
機能面の評価	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="277 1621 387 1688">交通安全性</td><td data-bbox="387 1621 1407 1688"> - 敷地への進入口は、カーブから離隔をとり、A-1 案に比べ交通の安全性を一定確保している。今後は、道路管理者等と協議の上、更なる交通安全性の確保に努める予定である。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="277 1688 387 1778">事業の効率性</td><td data-bbox="387 1688 1407 1778"> - 埋立地の最下流部に設置する土堰堤(流出防止設備)より上部では、適宜土堰堤を構築しながら埋立を行うため、廃棄物の受入れ停止期間は生じない。 - 埋立容量を十分に確保することができる。 </td></tr> </table>	交通安全性	敷地への進入口は、カーブから離隔をとり、A-1 案に比べ交通の安全性を一定確保している。今後は、道路管理者等と協議の上、更なる交通安全性の確保に努める予定である。	事業の効率性	- 埋立地の最下流部に設置する土堰堤(流出防止設備)より上部では、適宜土堰堤を構築しながら埋立を行うため、廃棄物の受入れ停止期間は生じない。 - 埋立容量を十分に確保することができる。
交通安全性	敷地への進入口は、カーブから離隔をとり、A-1 案に比べ交通の安全性を一定確保している。今後は、道路管理者等と協議の上、更なる交通安全性の確保に努める予定である。				
事業の効率性	- 埋立地の最下流部に設置する土堰堤(流出防止設備)より上部では、適宜土堰堤を構築しながら埋立を行うため、廃棄物の受入れ停止期間は生じない。 - 埋立容量を十分に確保することができる。				
計画段階の環境面の評価	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="277 1778 387 1912">植物(植生)</td><td data-bbox="387 1778 1407 1912"> - 改変面積は3案の中では最も広いが大差はなく、いずれの案も重要な植物群落は存在しない。 - 埋立完了後の植生回復までを考慮すると、本案では事業期間が短く、早期に植生回復が可能である。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="277 1912 387 2007">景観</td><td data-bbox="387 1912 1407 2007"> - 予測地点から施設が視認されるが、眺望景観のごく一部の領域に留まり、周辺の樹林に溶け込み景観的な違和感を生じないことから、眺望景観への影響は小さい。 - 埋立が完了した場所から植生することにより、早期に土堰堤の修景実施が可能である。 </td></tr> </table>	植物(植生)	- 改変面積は3案の中では最も広いが大差はなく、いずれの案も重要な植物群落は存在しない。 - 埋立完了後の植生回復までを考慮すると、本案では事業期間が短く、早期に植生回復が可能である。	景観	- 予測地点から施設が視認されるが、眺望景観のごく一部の領域に留まり、周辺の樹林に溶け込み景観的な違和感を生じないことから、眺望景観への影響は小さい。 - 埋立が完了した場所から植生することにより、早期に土堰堤の修景実施が可能である。
植物(植生)	- 改変面積は3案の中では最も広いが大差はなく、いずれの案も重要な植物群落は存在しない。 - 埋立完了後の植生回復までを考慮すると、本案では事業期間が短く、早期に植生回復が可能である。				
景観	- 予測地点から施設が視認されるが、眺望景観のごく一部の領域に留まり、周辺の樹林に溶け込み景観的な違和感を生じないことから、眺望景観への影響は小さい。 - 埋立が完了した場所から植生することにより、早期に土堰堤の修景実施が可能である。				

2.2.5 事業計画

(1) 配置計画

施設の計画平面図は図 2.6(1)～(2)に示すとおりである。

(2) 地震災害への対応方針

埋立法面の安定性に関しては、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領（2010 改訂版）」（全国都市清掃会議、平成 22 年）に従って設計する。

なお、地震時の埋立法面の安定性については、レベル 1（再現期間が数 10 年～100 年程度の震度 5 程度の地震に対して、施設の健全性が保たれ、その機能に影響を与えるような被害が生じない）およびレベル 2（100 年～1000 年に 1 度発生する極めて稀な震度 6 以上の地震に対して、周辺環境や地域住民の生命、生活に影響が及ぶような大規模かつ壊滅的な被災が生じない）のそれぞれの地震動を考慮した耐震設計を行う。

なお、既存資料調査において滑落崖や後方崖などの地滑り地形が確認されたが（P3-25 参照）、現地踏査の結果、崩壊の可能性がある箇所は 1 ヶ所だけであり、実施設計の中で掘削勾配を緩くするなど必要な対策工を検討・実施する。

1) 埋立法面の安定性についての計画

埋立地の標準断面は図 2.5 に示すとおりである。埋立作業における留意事項は下記のとおりである。

- ・埋立法面の勾配は、1 : 1.8 とし、原則、法面高 5.0m ごとに幅 2.0m の小段、法面高 15.0m ごとに幅 5.0m 小段幅を設ける。
- ・廃棄物を埋め立てる前に、高さ 2.5m の押え盛土（土堰堤）を施工する。押え盛土は、良質土にセメント固化剤を概ね 5% 程度添加し、重機で十分に混ぜたのちバックホウのバケットを用い転圧して定められた法面の勾配に成型する。
- ・廃プラスチック類の受入基準は、破碎による中間処理後の最大径が概ね 10cm 以下とする。
- ・雨水による土砂侵食を防止するため、完成した法面は直ちに植栽による法面保護、小段には植樹を行う。

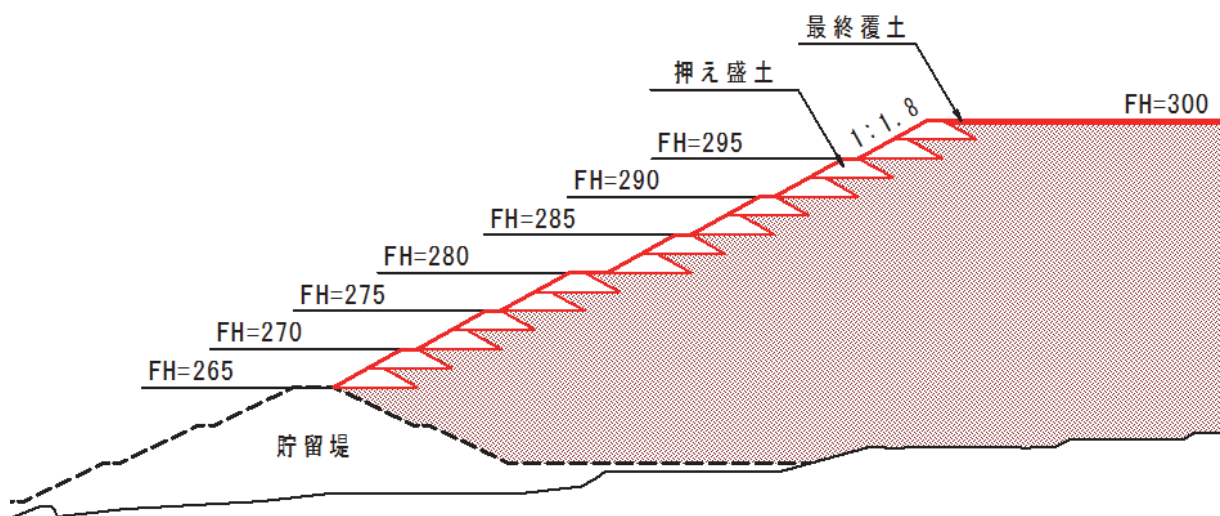
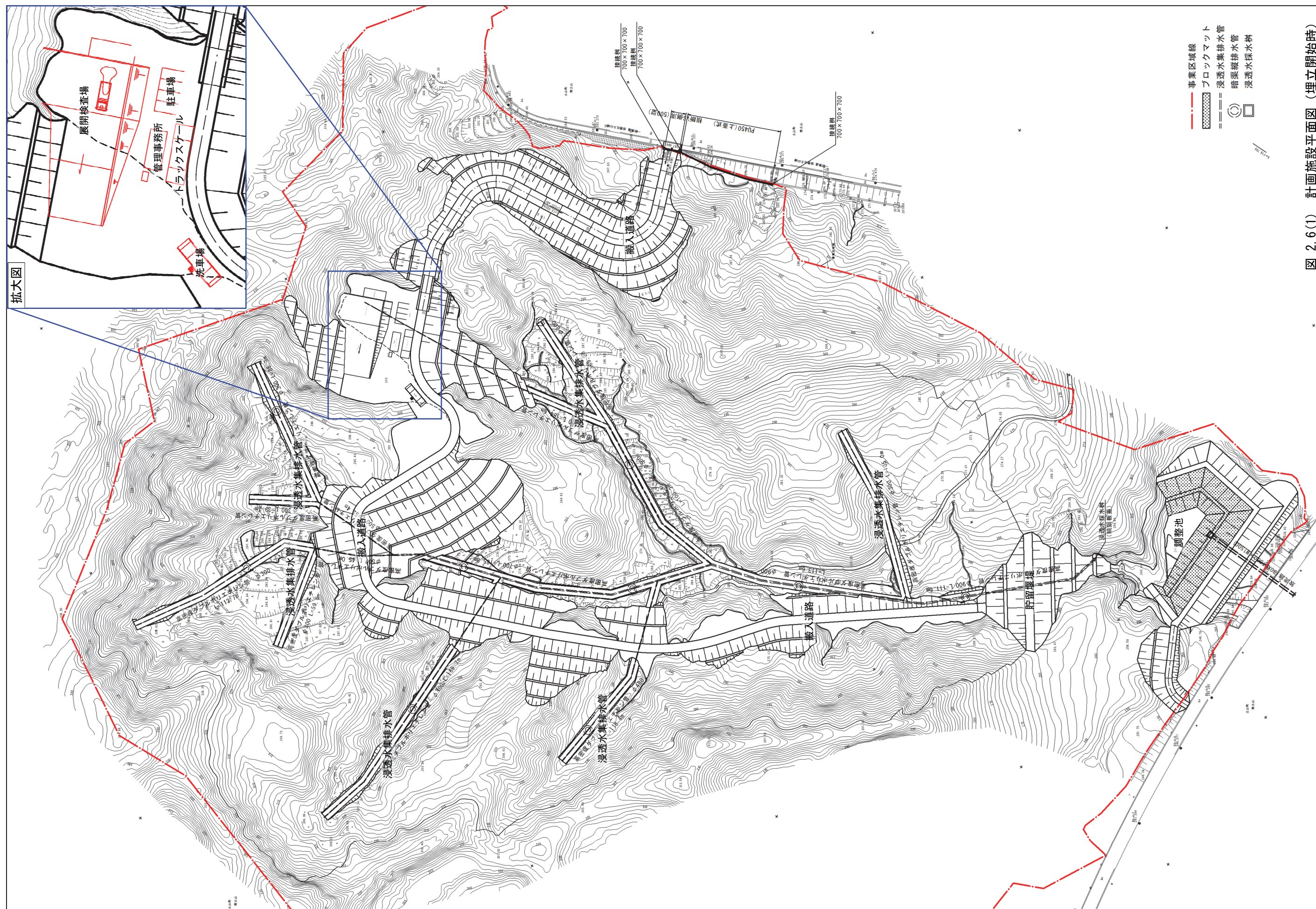


図 2.5 埋立標準断面図



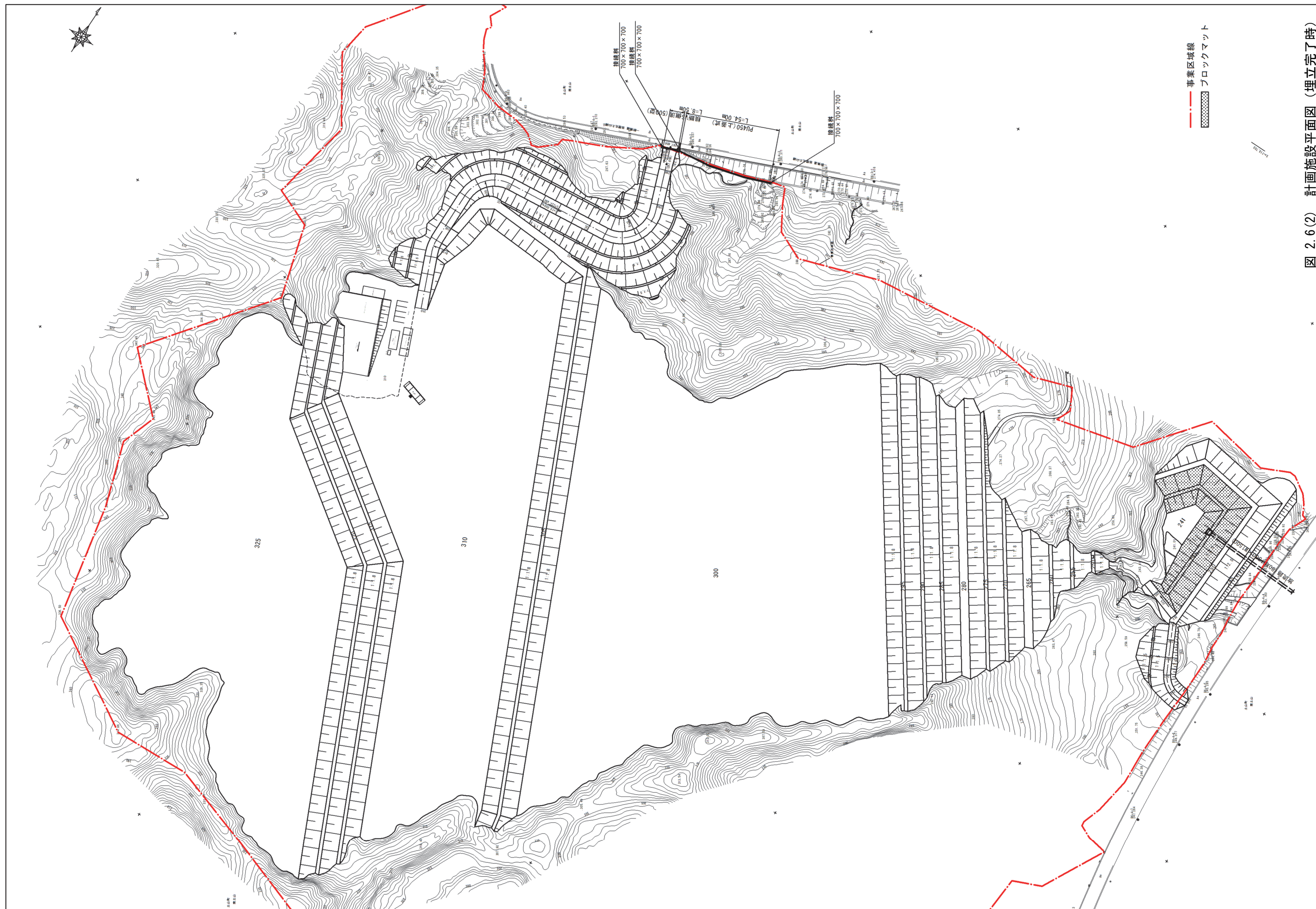


図 2.6(2) 計画施設平面図 (埋立完了時)

(3) 排水計画

本施設における排水の系統模式図は図 2.7 に示すとおりである。

埋立地およびその集水域に降った雨水は浸透水集排水管に誘導され、埋立地の廃棄物層に浸透した雨水と混合され、浸透水採水桝を経由して調整池に排水される。調整池に流入した雨水・浸透水は、ボックスカルバートを通じて次郎九郎川に排水される。

なお、浸透水集排水管に集水されなかった浸透水や調整池に溜まった雨水・浸透水の一部は、大気中に蒸発散するほか、地盤層に浸透し表層地下水に混合する可能性がある。

後述する展開検査場に降った雨水は、排水勾配を設け周辺部に配置した側溝および雨水桝を通じて浸透水集排水管に放流する。展開検査場の底版はコンクリートを打設し、雨水が地下へ浸透しないよう対策を行う。なお、万一誤って展開検査場に有害物質が持ち込まれ、雨水により汚水が発生した場合でも、雨水桝を締め切って汚水を閉じこめ、溜まった汚水は産廃処理を行う。

その他の排水として、管理事務所における生活排水は浄化槽で、洗車場（タイヤ洗浄に使用）における洗車排水はオイルトラップで処理を行い、管理施設用地の雨水側溝等に排水後、浸透水集排水管に誘導され調整池に排水される。

また、埋立地北側の県道岩室北土山線からの進入道路部分や谷部（残存緑地範囲）および埋立地南側の谷部（残存緑地範囲）に降った雨水は、それぞれ別系統にて次郎九郎川に流入する。

なお、埋立完了後の埋立地への雨水の進入を防ぐため、埋立が完了した区画に沿って雨水側溝を設置する。

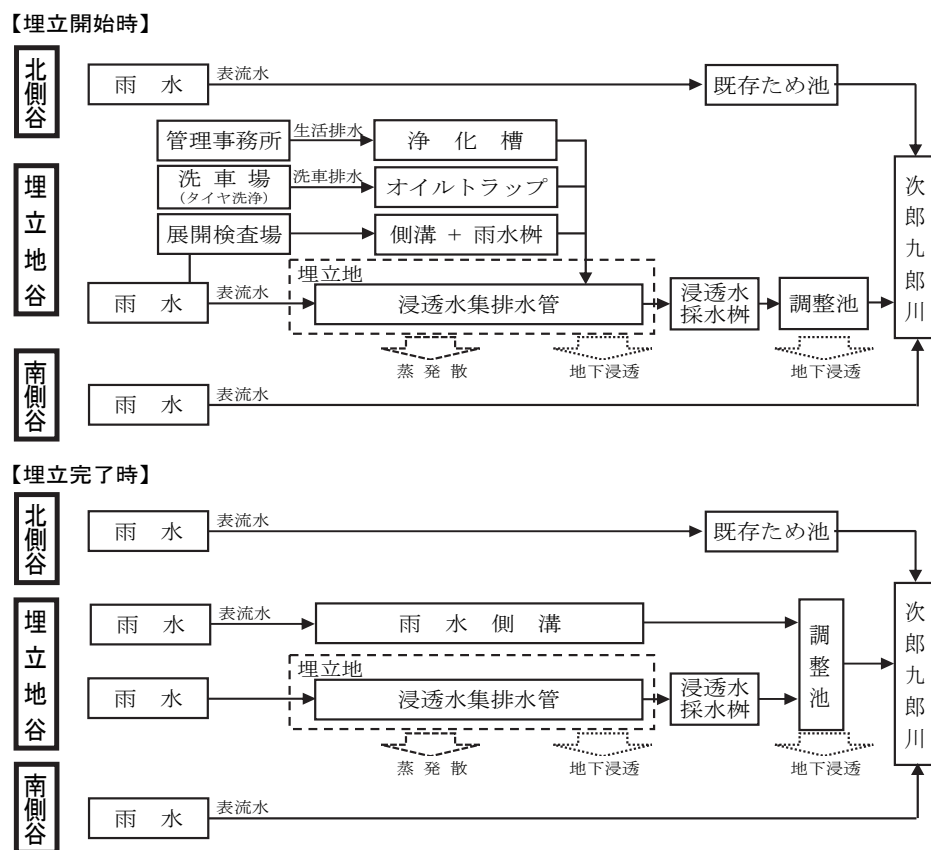


図 2.7 排水系統模式図

注) 「安定型産業廃棄物処分場の水量調査」（高橋ら、2003 年）によると、福岡県内施設におけるケーススタディでは埋立地に流入した降雨のうち約 30%が廃棄物層に浸透し、梅雨時の長期的な水収支の推定から、降水の 30%が蒸発散し、21%が浸透水、49%は表面流出水となると推定されている。

本施設で採用する浸透水集排水施設は、安定型産業廃棄物最終処分場では一般的に採用されていないため、遮水施設のない最終処分場における浸透水の集排水効果は不明であるが、管理型産業廃棄物最終処分場の浸出水集排水施設と同等の集排水能力（100%排水）を備えた構造としている。

(4) 豪雨災害への対応方針

対象事業実施区域はその大半が林地であり、開発行為に当たって樹林の伐採および造成等による裸地が出現することから、「林地開発許可申請の手引（事業者用）」（令和 5 年、滋賀県琵琶湖環境部森林保全課）および「開発に伴う雨水排水計画基準（案）」（平成 14 年、滋賀県土木交通部河港課）に準拠した調整池を設置することにより、開発区域周辺および下流地域に溢水等の被害の発生を防止する。

雨水等排除設備に関しては、上記基準類のほか「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領（2010 改訂版）」に従って設計する。

1) 調整池の設計条件

調整池は、50 年確率降雨強度で検討を実施し、下流河川への影響を防止できる許容放流量を設定し、その際に必要となる調整容量を満足するものとする。調整池の設計条件は表 2.4 に示すとおりである。

表 2.4 調整池の設計条件

項目	内容
洪水調節方式	オリフィス方式
計画降水規模	50 年確率降雨強度（年超過確率 1/50）
設計基準雨量	228 mm/h
調整池への最大流入量	8.50 m ³ /s
放流先河川の許容放流量	1.94 m ³ /s
放流孔からの流出量	1.93 m ³ /s
設計貯水容量	8,486 m ³
設計堆砂量	1,912m ³ /年
放流施設の構造	排水塔に幅:36cm×高 35cm のオリフィス（開口）を 3 ヶ所設置

2) 雨水排水計画

対象事業実施区域に降る雨水は、雨水側溝にて集水し調整池へ排水することにより、埋立地への侵入を防ぐ。

埋立が完了した部分から埋立地外周に雨水側溝を設置する。埋立法面は小段排水溝を設置し、埋立地外周の雨水側溝へ排水し、調整池へ排水する。調整池に集められた雨水は、許容放流量以下の流量に調整した上で、次郎九郎川に放流する。雨水排水の系統模式図は図 2.7に、平面構造図は図 2.6(1)に示すとおりである。

雨水集排水施設は、「林地開発許可申請の手引（事業者用）」に従い、10年確率降雨強度（126.3 mm/h）を集排水できる規模とする。

3) 浸透水集排水施設

埋立廃棄物層内の浸透水を速やかに集排水することを目的として、浸透水集排水施設（以下に示す浸透水集排水管と暗渠縦排水管、浸透水集排水樹の総称）を設置する。浸透水集排水施設の平面構造図は図 2.6(1)に、浸透水集排水管の断面模式図は図 2.8に示すとおりである。これらの浸透水集排水施設は、安定型産業廃棄物最終処分場では一般的に採用されていない施設である。

浸透水集排水管は、埋立地の底面の谷筋に沿って幹線暗渠排水管（有孔管）を敷設し、分岐した沢筋には枝線暗渠排水管を敷設し、幹線暗渠排水管と接続する。浸透水集排水管に集められた浸透水は、調整池において雨水排水管で集めた表流水と混合し、流量を調整した後、河川（次郎九郎川）へ放流する。浸透水集排水管の調整池への放流位置には、モニタリング時の浸透水を採水するための樹（浸透水採水樹）を設置する。浸透水集排水管は、雨水集排水施設と同じ「林地開発許可申請の手引（事業者用）」を参考に、10年確率雨量強度の雨水を集排水する大きさとする。

また、浸透水集排水管から暗渠縦排水管を立上げ、埋立面に降った雨水を集排水する。この暗渠縦排水管は、浸透水集排水管に対しておおむね100m間隔で計6カ所程度設置する。この暗渠縦排水管は、万一、埋立廃棄物層からガスが発生した場合であっても、大気中に速やかに放出する効果も期待される。

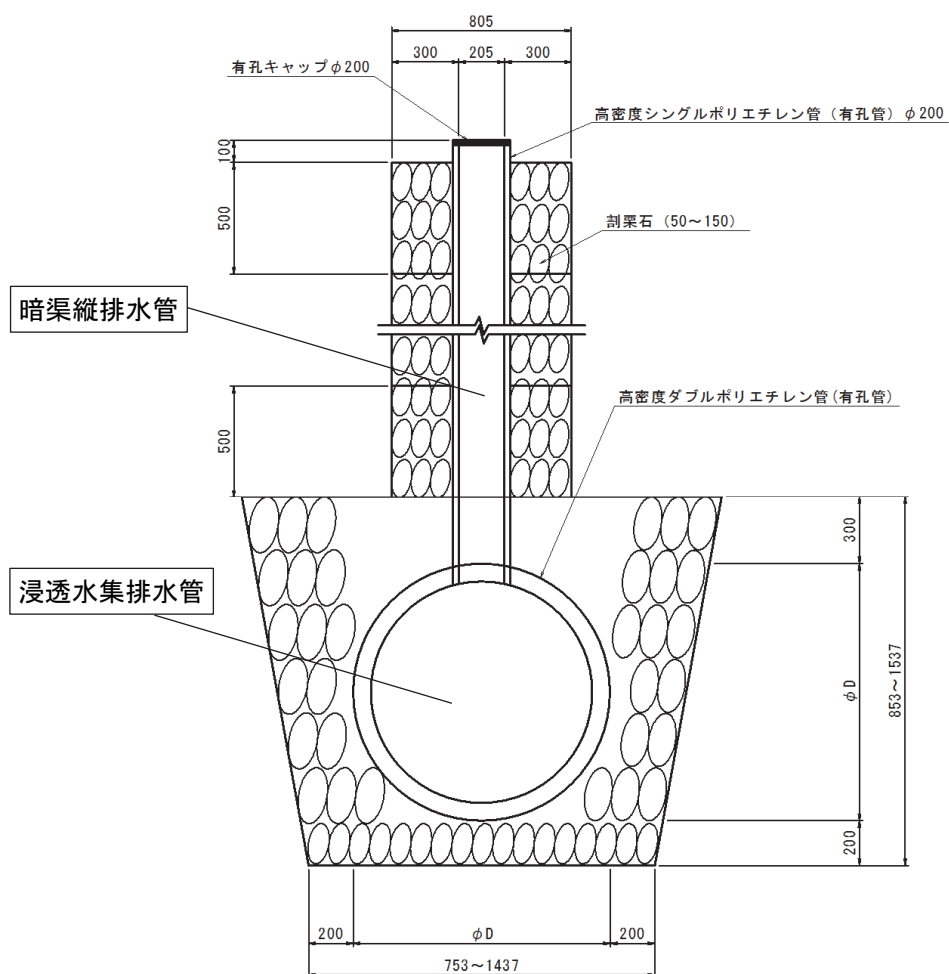


図 2.8 浸透水集排水管の断面模式図

(5) 切土・盛土および残土処理計画

切土および盛土の施工計画は図 2.6(1)に示すとおりである。搬入道路および場内道路、調整池の設置を目的とした切り盛りにより土砂収支のバランスをとることにより、残土運搬に係る車両走行を発生させないことを基本とする。

(6) 伐採木の処理計画

造成に伴い現地樹林の樹木伐採を行う。伐採数量や伐採樹木の処理方法の詳細については、今後検討するが、以下の方針のとおり、可能な限りリサイクルに努める。

- ・商品価値を有する物は売却し、建築資材としてリサイクルを行う。
- ・商品価値のない木材はチップに加工し、燃料等として希望者への配布を行う。
- ・その他、リサイクルが困難なものについては、産業廃棄物として適切に処分を行う。

2.2.6 対象事業の工事計画の概要

(1) 想定する工事および事業のスケジュール

想定する工事および事業のスケジュールは表 2.5 に示すとおりであり、2029 年度内の供用開始を想定している。

本施設の建設工事では、樹木伐採等の準備工の後、搬入道路および調整池の設置等の造成工事を実施し、造成工事完了後、搬入管理設備等の付帯施設工事を実施する予定である。これらの建設工事は、全体で概ね 2 年程度を想定している。

詳細な工事工程等は今後検討する。

表 2.5 想定する工事および事業のスケジュール

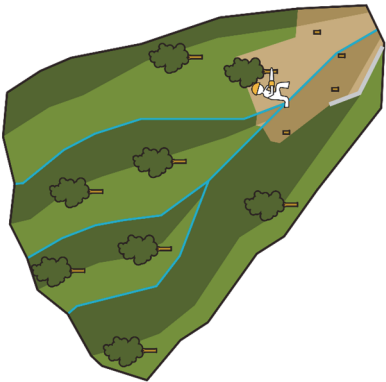
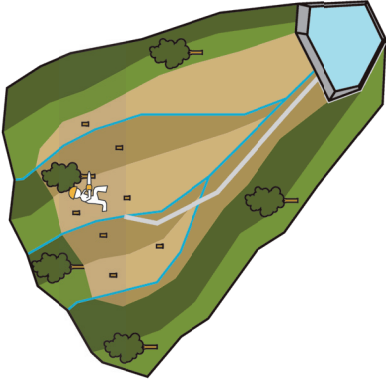
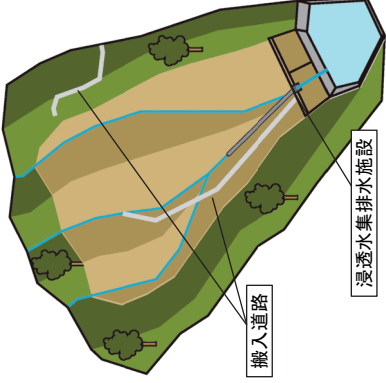
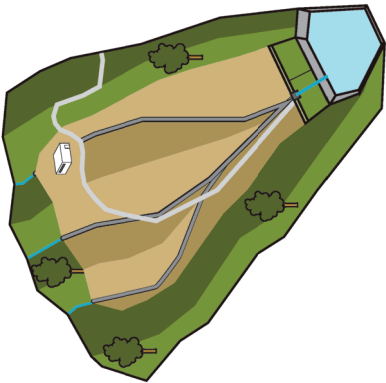
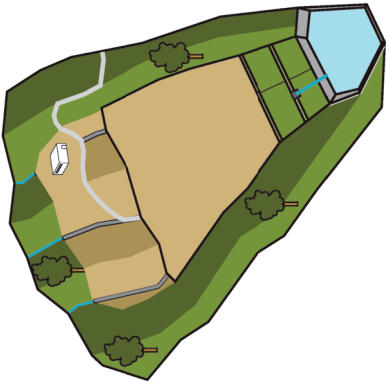
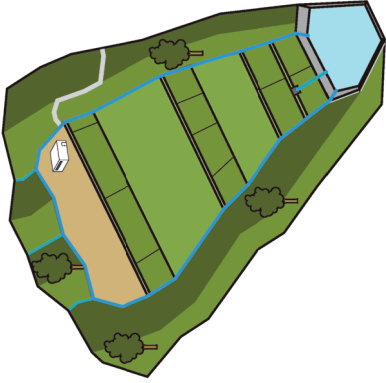
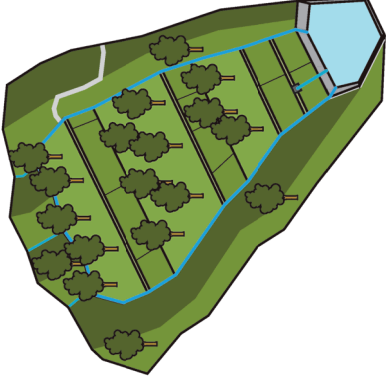
		2024 年度 (R6)	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
環境影響評価							
施設基本設計・実施設計							
建設工事	準備工						
	造成工事						
	付帯施設工事						

注) 現時点の想定であり、変更になる場合がある。

(2) 事業の進捗状況に応じた施設状況のイメージ

本事業で想定している事業の進捗状況に応じた施設状況のイメージを表 2.6 に示す。

表 2.6 事業の進捗状況に応じた施設状況のイメージ

①準備工	②濁水対策	③造成工事	④埋立開始時
 ※作業道設置、樹木伐採・伐根	 ※調整池・放流施設設置	 搬入道路 浸透水集排水施設 ※搬入道路、浸透水集排水施設、流出防止設備設置	 ※管理事務所・計量設備、門扉囲障設置
⑤埋立中間時（最下段埋立完了）	⑥埋立完了時	⑦廃止後	
	 ※雨水側溝設置	 ※植樹等の緑化	

2.2.7 その他対象事業に関する事項

(1) 埋立廃棄物の構成

埋立廃棄物の構成について、ジェネスが滋賀処分場の実績を踏まえ、以下のとおり計画している。なお、廃棄物量は市場動向により変動するため、計画量は概算推計値である。

- ・安定型3品目（がれき類、ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック類）のみを受入れる。
- ・受入廃棄物の大部分は、建築解体工事に伴い発生するがれき類等である。がれき類等は、ジェネスが京都市に保有する中間処理施設（以下、「ジェネス京都工場」とする。）において、破碎・選別などの中間処理を行った後、埋立処分される。または取引先の中間処理業者において中間処理を行った廃棄物が本施設に搬入される。
- ・例外的に中間処理施設を経由しない廃棄物として、以下の搬入を想定している。
- ・梱包材などの廃プラスチックについては、工場から直送されるものが含まれる。
- ・石綿含有産業廃棄物^{参考}については、飛散防止の袋（フレキシブルコンテナバッグ）等に封入された状態で解体現場から直送される。
- ・本施設の周辺地域から発生する廃棄物の搬入もごく一部想定しているが、許可品目の廃棄物のみである。
- ・ジェネス滋賀処分場の実績より推定した品目ごとの取扱量の内訳（容量ベース）は、表 2.7 に示すとおりである。
- ・ジェネス滋賀処分場の実績より推定した持込み地域別産業廃棄物取扱量（重量ベース）の内訳は表 2.8に示すとおりである。

表 2.7 産業廃棄物取扱量の内訳（容量ベース）

取り扱う産業廃棄物の種類、性状		取扱量 ^{注1)}
石綿含有産業廃棄物 ^{注2)} (がれき類、ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック類)		19,200 m ³ /年 (約 25.6%)
その他の安定型産業廃棄物	廃プラスチック類	30,000 m ³ /年 (約 40.0%)
	ガラス・陶磁器くず	22,500 m ³ /年 (約 30.0%)
	がれき類（工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物）	3,300 m ³ /年 (約 4.4%)

注1) 取扱量はジェネス滋賀処分場における実績を基にした推定値。

注2) 石綿含有産業廃棄物は、各廃棄物の区分があるが、ここでは統合して示している。

注3) 上記の廃棄物のほかに、廃棄物容量の 1/3 程度の覆土を埋立てる計画である。

表 2.8 持込み地域別産業廃棄物取扱量の内訳（重量ベース）

地方		割合
近畿地方	滋賀県	約 10 %
	滋賀県以外	約 26 %
東海・北陸地方		約 43 %
関東・甲信越地方		約 21 %
東北地方		(≒0 %)

注) 取扱量はジェネス滋賀処分場における 2023 年度実績を基にした推定値。

参考) 石綿含有産業廃棄物とは、スレートの屋根や波板、アスベスト含有タイルなどの、原料として石綿が含有しているものの形状を保っている状態では飛散のリスクの低いものを指す。飛散リスクが高い廃棄物は、「廃石綿等」と分類され、無害化処理をしない限り最終処分場での埋立は禁止されている。

(2) 展開検査の実施方針

本施設における展開検査の実施方針は以下に示すとおりである。

- ・埋立地の入口付近に管理事務所（受付）および計量施設、展開検査場を設置する。
- ・展開検査場は無筋コンクリート叩き（15m×23m程度）を設置し、荷降ろしした廃棄物が地面に接することを防ぐとともに、排水勾配を設け周辺部に配置した側溝および集水桝を通じて雨水排水溝に放流する構造とする（図 2.10）。
- ・廃棄物の計量と同時に、車両に積載された産業廃棄物と事前に締結した契約書類との相違の照合と、同積載産業廃棄物の管理伝票との照合を行う。また、申請どおりの産業廃棄物であることを目視確認も行う。
- ・目視検査の結果、受入基準を満たしていると判断した場合には、展開検査場で産業廃棄物を荷下ろしさせ、廃棄物は 30cm 程度の厚さになるようバックホウで敷均し、廃棄物中に安定型廃棄物以外の混入・付着が無いことを目視にて確認する。展開検査は施設内作業員が実施する。
- ・展開検査で合格した廃棄物に限り、バックホウにより展開検査場の車両へ積み込み、埋立場所へ運搬させる。
- ・展開検査において、受入基準を満たさない産業廃棄物（不純物が付着した廃棄物、15cm を越える廃プラスチック類を含む廃棄物など）については、再度搬入車両に積み込み、搬入者に持ち帰らせる。

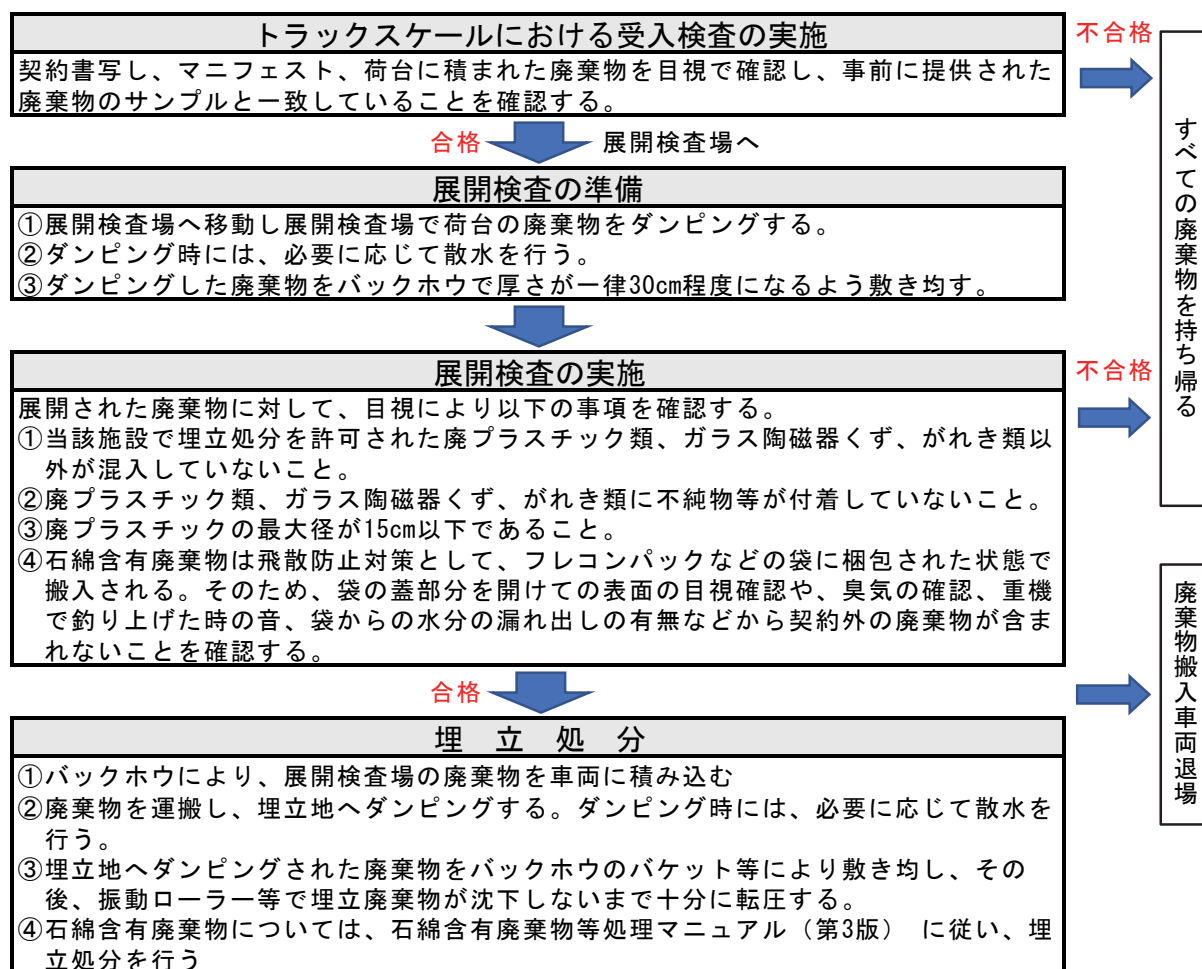
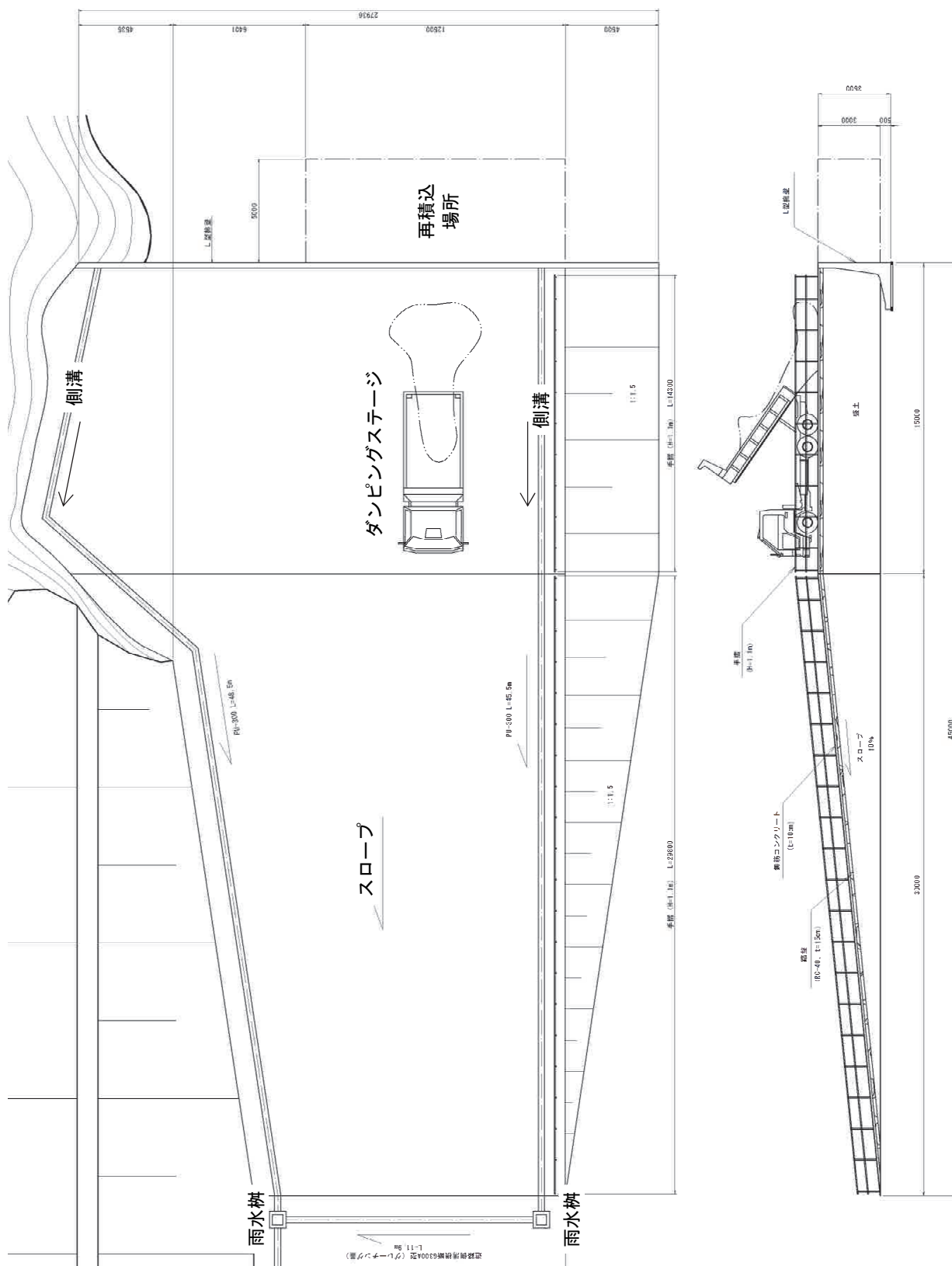


図 2.9 展開検査実施手順



(3) 埋立計画

埋立時、廃棄物の飛散、悪臭の発生や地下水質の悪化などの周辺環境への影響を生じないよう、以下のとおり対応する。

- ・埋立廃棄物の搬入時には、目視や臭気確認による受入検査（展開検査）を徹底し、基準を満たす廃棄物以外の混入を防止する。
- ・埋立方法はセル方式を基本とし、搬入車両からダンピング（荷降ろし）された廃棄物は、埋立作業機械によって敷均し・転圧を行い、1日の埋立が終了後、即日覆土を行うことにより、埋立廃棄物の飛散を防止する。
- ・石綿含有産業廃棄物は、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」（環境省環境再生・資源循環局）に従い、埋立場所は一定の場所に限定し、飛散しない様、袋（フレキシブルコンテナバッグ）等に封入した状態で埋め立てる。
- ・強風時等、埋立廃棄物の飛散が想定される場合には、散水車を用いた散水を行うことにより、廃棄物の飛散を防止する。

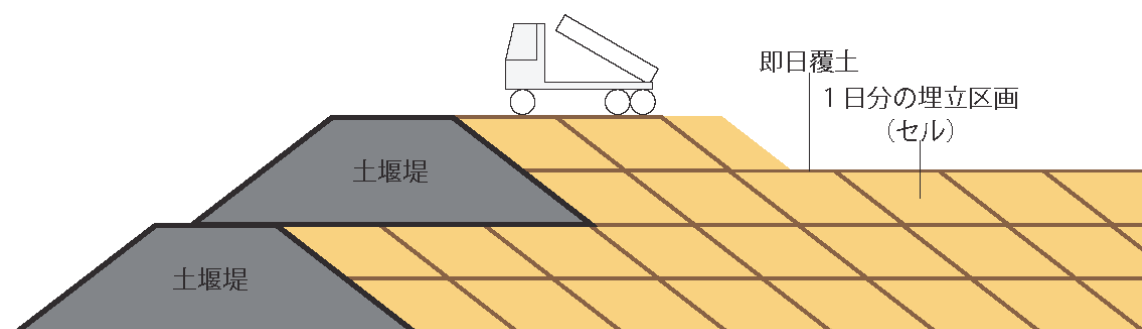


図 2.11 セル方式埋立の模式図

(4) 防災対策

本施設における防災対策は、以下に示すとおりである。

- ・敷地の外周に囲いを設置し、人の立入りを防止する。また、入口の見やすい箇所へ最終処分場であることを示す看板を設置する。
- ・入口付近に守衛を配置し、監視作業を行う。
- ・火災の発生および拡大の防止、埋立廃棄物の飛散、ねずみ（病原菌を媒介する可能性がある種など）の生息や蚊・ハエその他衛生害虫発生予防のためにも、1日の埋立作業終了時に即日覆土を行う。
- ・火災発生の予防措置として、散水車、消火器等の消火設備を設置する。
- ・下流域における河川の氾濫防止のため、50年確率降雨強度の雨量に対応できる調整池を敷地下流に設ける。
- ・地震時の埋立法面の安定性については、レベル1（震度5程度の地震に対して、施設の健全性が保たれ、その機能に影響を与えるような被害が生じない）およびレベル2（震度6以上の地震に対して、周辺環境や地域住民の生命、生活に影響が及ぶような大規模かつ壊滅的な被災が生じない）の地震動を考慮した耐震設計を行う。
- ・供用開始後は、埋立法面、調整池およびその他の設備を定期的に点検し、災害の防止に努める。

(5) 悪臭防止対策

本施設における悪臭防止対策は、以下に示すとおりである。

- ・産業廃棄物の受け入れに際し、展開検査による確認、マニフェストの確認等徹底した受入管理体制をとり、悪臭の原因となるような取扱品目以外の産業廃棄物の搬入を防止する。
- ・1日の埋立作業終了時、即日覆土を行うことにより、廃棄物を封入する。

(6) 緑化についての計画

周辺景観との調和を図ることを目的に緑化を推進する。本施設の緑化方針は、以下に示すとおりであり、今後の実施設計段階において、詳細を検討する。

- ・周辺の山なみとの調和を図り、可能な限り高木を植栽する方針とする。
- ・埋立後は順次緑化を図り、早期森林回復に努める。
- ・対象事業実施区域の大半は地域森林計画対象民有林であることから、「滋賀県林地開発審査基準」（令和5年3月、滋賀県）並びに「林地開発許可申請の手引（事業者用）」（令和5年4月、滋賀県）に準拠し、敷地内に25%以上の残置森林を確保する。

(7) 交通安全対策

施設関連車両の走行に当たっては、市街地を避けた走行ルート指定等を行っているが、一部区間では住居近くの道路を走行する計画であることから、以下の通り対応する。

- ・産業廃棄物等運搬車両の一般道の通行に際しては、すべての関連車両に対して安全走行速度での運転と道路交通法の遵守を徹底させ、歩行者・自転車および他の通行車両を最優先として安全を確保し、運搬経路上は必要に応じて安全看板の掲示を行う。
- ・適時に施設周辺一般道の巡回を行って関連車両の運行状況や路面状況を点検し、問題が生じた場合はすみやかに対策を講じる。
- ・産業廃棄物等運搬車両の運転者に対しては、法定速度の遵守、過積載の防止、違法駐車禁止を徹底させ、その他アイドリングの防止、公道の駐車禁止など交通マナーの向上についても周知徹底する。
- ・車両が場内から退出する際には、周辺道路の美化推進のため、既に設置している洗車場にてタイヤおよび車両下部周辺を洗浄する。

(8) 環境配慮の方針

本事業の実施に当たっては、周辺地域への環境負荷や自然環境への影響を可能な限り低減する観点で、以下に示す環境配慮を実施する。毎月の廃棄物受入数量、展開検査の結果、浸透水や地下水の検査結果は、記録を保存し、立入検査時などで必要とされた場合に何時でも提示ができるよう保管する。

1) 工事中の対応

- ・建設工事に使用する建設機械は、低騒音・低振動型の採用を検討し、周辺地域への騒音・振動・大気質の影響を軽減する。
- ・敷地の流末部に調整池を構築した後に本格的な造成工事を開始し、降雨時には沈砂後の上澄み水を排水することで、下流河川への濁水の影響を軽減する。
- ・土地の改変に伴う発生土砂は可能な限り敷地内での再利用に努め、敷地外へ土砂を搬出する車両の台数を減らすことで、沿道の騒音・振動・大気質への影響を軽減する。
- ・工事用車両のタイヤ洗浄を励行し、路面への土砂の堆積を防ぎ、粉じんの飛散防止に努める。また、砂じんの発生しやすい強風時等には適時散水等の対策を講じる。
- ・工事用車両の走行に当たっては、車両台数の管理を徹底するほか、走行時間帯の分散に努め、沿道の騒音・振動・大気質への影響を軽減する。
- ・工事用車両の走行に当たっては、規制速度の遵守や市街地を避けた走行ルートの指定、地元住民車両の優先走行およびアイドリングストップ等を徹底するよう運転手の教育・指導を徹底し、交通安全に十分に留意する。

2) 施設供用後の対応

① 大気質に係る環境配慮

埋立作業および廃棄物の運搬等による周辺地域の大気質への影響を軽減するため、以下に示す環境配慮を実施する。

- ・施設関連車両の走行時の規制速度の遵守や市街地を避けた走行ルートの指定およびアイドリングストップ等を徹底するように、搬入業者へ指導する。
- ・廃棄物等運搬車両のタイヤ洗浄を励行し、路面への土砂の堆積を防ぎ、粉じんの飛散防止に努める。また、砂じんの発生しやすい強風時等には適時散水等の対策を講じる。
- ・場内の車両の徐行を徹底し、必要に応じて散水等必要な措置を行う。
- ・埋立廃棄物の転圧を十分に行之、1日の埋立作業終了時に即日覆土を施す。
- ・ダンプ時の粉じん等の飛散防止に留意し、展開検査場は四方に粉じんが飛散しないよう切土法面と接した場所に整備するほか、必要に応じた受入れ廃棄物や覆土への散水や、ダンプ後に速やかに敷均し・転圧を行うこと等により、粉じんの発生を低減する。

② 騒音・振動に係る環境配慮

埋立作業および廃棄物の運搬等による周辺地域への騒音・振動の影響を軽減するため、以下に示す環境配慮を実施する。

- ・騒音規制法、振動規制法に定める規制基準値を遵守する。
- ・埋立作業機械の稼働音や振動が敷地外へ漏れるのを防ぐため、不必要なアイドリング音の発生を抑制し、複数機械類の同時稼働を抑制するとともに、低騒音・低振動型の採用を検討する。

③ 地下水に係る環境配慮

本事業は安定型産業廃棄物最終処分場であるため、地下水への影響は想定しにくいですが、以下に示す地下水モニタリング等を行う。

- ・地下水の水質を調査するため、2カ所（埋立地上流部と下流部）の観測井戸を設ける。
- ・観測井戸において、地下水の検査項目について測定し、記録する。
- ・検査の結果、水質の悪化が認められた場合は、その原因調査およびその他環境の保全上必要な措置を講じる。

(9) 主な維持管理項目と頻度（予定）

本事業は、県の監督のもと廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に従い、適切な維持管理を行う。

埋立事業中の主な維持管理項目およびその頻度は表 2.9 に示すとおり予定している。

表 2.9 主な維持管理項目とその頻度（予定）

項 目		検査頻度	検査方法
浸透水	pH、BOD、COD、電気伝導率、水温 ※降雨量との関係も把握する。	1 回/月	浸透水採水桝から浸透水を採取し、以下の水質検査を行う。
	地下水等検査項目	1 回/年	
地下水	地下水等検査項目および水位	1 回/年	埋立地上下流に設置した地下水観測井戸から地下水を採水し以下の水質検査を行う。
	ふっ素、ほう素	1 回/隔年	
雨水	浮遊物質（SS）	1 回/月	調整池に溜まった雨水を採水し、以下の水質検査を行う。
埋立地ガス	CH ₄ 、H ₂ S	1 回/隔年	暗渠縦排水管 1 ヶ所から発生するガスについて、以下の項目の確認および検査を行う。
埋立地内温度		1 回/隔年	暗渠縦排水管 1 ヶ所を利用して、隔年に 1 回、埋立地内の温度を測定する。
残余埋立容量の確認		1 回/年	—
産業廃棄物管理票 ^{注)} の管理など		常時	—

注) 産業廃棄物管理票（産業廃棄物マニフェスト）：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 に規定される廃棄物の処理が適正に実施されたかどうか確認するために作成する書類。排出事業者は、産業廃棄物の種類、数量、運搬業者名、処理方法、処理業者名などを記入したマニフェストを作成し、処理業者に委託した産業廃棄物が適正に処理されたか否かを確認する。処理業者は、このマニフェストに対して委託された業務をいつ完了したかという情報を記載して返送する。